

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部を  
改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令(令和三年  
政令第十七号) . . . . . 1

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令（令和三年政令第十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

		1 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める事業の区分は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める規模は、当該事業の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
事業の区分	一 (略)	二 (略)	三 デジタルプラットフォーム提供者が一般利用者に対して情報の検索又は文字、画像若しくは映像の投稿による他の一般利用者との交流を目的とする場を提供し、及び当該場において商品等提供利用
規模	(略)	(略)	年度におけるデジタルプラットフォーム提供者による商品等提供利用者の商品等に係る情報を広告として表示する役務の提供（当該事業に係る場におけるものに限る。）に係る国内売上額が千億円

現行

		1 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める事業の区分は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める規模は、当該事業の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
事業の区分	一 (略)	二 (略)	（新設）
規模	(略)	(略)	（新設）

四	
<p>商品等提供利用者が一般利用者に対して自らの広告表示枠（文字、画像又は映像を広告として表示するために電子計算機を用いた情報処理により構築した場所をいう。以下この号において同じ。）において一般利用者の広告素材（広告として表示</p>	<p>者が一般利用者に対して商品等に係る情報を広告として表示する事業であつて、次のいずれにも該当するもの。</p> <p>イ 商品等提供利用者が主として事業者であり、かつ、一般利用者が主として事業者以外の者であること。</p> <p>ロ 商品等に係る情報を表示すべき商品等提供利用者を主として競りにより決定するものであること。</p>
<p>年度における商品等提供利用者による広告表示枠において広告素材を広告として表示する役務の提供（当該事業に係る場におけるものに限り。）に係る国内売上額の合計額が五百億円</p>	
（新設）	
（新設）	
（新設）	

2

(略)

すべき文字、画像又は映像であつて、電子的方式、磁气的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作成され、及び記録されたものをいう。以下この号において同じ。)を広告として表示する役務を提供する事業であつて、次のいずれにも該当するものイ 商品等提供利用者及び一般利用者が主として事業者であること。ロ その広告表示枠において一般利用者の広告素材を広告として表示する役務を提供すべき商品等提供利用者を主として競りにより決定するものであること。

2

(略)